

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 31 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 8 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、2 以上の警察署長に申請書を提出する場合は、申請に係るいずれかの警察署長を経由して、当該場所を管轄する警察署長に提出することができる。

別記様式第 8 を次のように改める。

別記様式第8（第6条関係）

駐 車 許 可 申 請 書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申請者 住所 氏名</p>			
駐 車 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
駐 車 の 時 間	各日	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで
駐 車 の 場 所			
駐 車 の 方 法			
車 両 の 種 別	車 種	車 名	登 録（車 両）番 号
駐 車 を 必 要 と す る 理 由			
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日 警察署長 印			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にされている改正前の埼玉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第6条第3項の規定によりされた許可の申請は、改正後の埼玉県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第6条第3項の規定によりされた許可の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第6条第4項の規定により交付を受けている駐車許可証は、新規則第6条第4項の規定により交付を受けた駐車許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記様式第8による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。